

※施行日より前に機構から送付するお知らせ

お知らせの種類	お知らせを送付するタイミング	必要となる手続き
「特定適用事業所に該当する可能性のある旨のお知らせ」	①令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月100人を超えたことが確認できた場合（同年8月頃送付予定） ②令和3年10月から令和4年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が5か月100人を超えたことが確認できた場合（同年9月頃送付予定）	・その後、特定適用事業所に該当した場合は、特定適用事業所該当届のご提出が必要です（令和4年年10月以降）。 ただし、①の事業所のうち、令和4年8月の厚生年金保険の被保険者の総数が100人を超えたことが確認できた場合は、特定適用事業所該当届のご提出は不要になります。 ・また、適用拡大に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和4年10月以降）。
「特定事業所該当事前のお知らせ」	①令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できた場合（同年8月頃送付予定）	・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和4年10月以降）。
「特定適用事業所該当通知書」	①令和3年10月から令和4年7月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月以上100人を超えたことが確認できた場合（同年10月頃送付予定） ②令和3年10月から令和4年8月までの各月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が6か月100人を超えたことが確認できた場合（同年10月頃送付予定）	・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です（令和4年10月以降）。

※施行日以降に機構から送付するお知らせ

お知らせの種類	お知らせを送付するタイミング	必要となるお手続き
「特定適用事業所に該当する可能性がある旨のお知らせ」	・直近 11 か月のうち、使用される厚生年金保険の被保険者の総数が 5 か月 100 人を超えたことが確認できた場合（5 か月目の翌月頃送付予定）	・その後、特定適用事業所に該当した場合は、特定適用事業所該当届のご提出が必要です。 ・また、適用拡大に伴い新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です。
「特定適用事業所該当通知書」	・「特定適用事業所に該当する可能性があるお知らせ」は送付され、5 か月目の翌月も被保険者の総数が 100 人を超えたため特定適用事業所に該当したにもかかわらず、特定適用事業所該当届のご提出がなかった場合（5 か月目の翌々月頃送付予定）	・適用拡大に伴い、新たに被保険者資格を取得する短時間労働者がいる場合は、被保険者資格取得届のご提出が必要です。